

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（法務省）

制 度 名		個人が更生保護法人に寄附を行った場合の税額控除の導入	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	更生保護法人に対して個人が寄附を行った場合の寄附金控除について、税額控除（寄附額の 40%控除で所得税額の 25%を上限）を導入し、現行の所得控除との選択制とする。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 47 百万円 （ — ）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 更生保護法人に対する個人からの寄附を促し、同法人の財政基盤を支えることにより、地域における民間の更生保護活動を一層推進し、安全・安心な地域社会の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 更生保護法人は、法務大臣の認可を受け、刑務所出所者等の改善更生に必要な保護を行う事業や、この事業に関する啓発、連絡、助成を行う事業（更生保護事業）を専ら行う民間の法人であり、刑事政策の分野における「新しい公共」の重要な担い手の一つである。更生保護は、犯罪者や非行少年の地域の中での立ち直りを図るものであることから、地域住民の理解と支援が不可欠であるが、更生保護法人の多くは財政基盤が脆弱であり、地域における民間の更生保護活動を一層推進するためには、これまで以上に、寄附を集めやすくする制度的な仕組みが必要である。</p> <p>なお、本年 4 月に公表された「市民公益税制 P T 中間報告書」においては、認定 N P O 法人に対する寄附について、「所得控除は、高所得者に有利な制度となっており、所得の低い人に対する寄附促進効果が弱いことから、草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除を導入し、所得控除との選択制とする」とともに、「…学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を…検討する」と記載されているところ、更生保護法人は、社会福祉法人及び学校法人と同様の税制優遇措置を受けている。</p>		
	今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			更生保護法人の財政基盤を強化し、民間の更生保護活動の一層の推進を図る。
租税特別措置の適用又は延長期間		—	

		同上の期間中の達成目標	—																			
		政策目標の達成状況	—																			
	有効性	要望の措置の適用見込み	更生保護法人（164法人）																			
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>更生保護法人に対する個人からの寄附実績は次のとおりであり、税額控除を導入することにより、より一層の寄附者及び寄附額が増加するものと考えられる。</p> <p>○ 寄附金額及び寄附者数</p> <p style="text-align: right;">（年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄附金総額（千円）</td> <td>287,640</td> <td>383,407</td> <td>353,500</td> <td>397,594</td> <td>275,347</td> <td>291,162</td> </tr> <tr> <td>寄附者総数（人）</td> <td>3,675</td> <td>3,745</td> <td>3,876</td> <td>4,014</td> <td>3,782</td> <td>4,059</td> </tr> </tbody> </table> <p>※調査対象はすべての更生保護法人 ※保護局調査による</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	寄附金総額（千円）	287,640	383,407	353,500	397,594	275,347	291,162	寄附者総数（人）	3,675	3,745	3,876	4,014
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																
寄附金総額（千円）	287,640	383,407	353,500	397,594	275,347	291,162																
寄附者総数（人）	3,675	3,745	3,876	4,014	3,782	4,059																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	更生保護法人に対して、個人が寄附を行った場合の所得控除（寄附金控除）																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																				
	要望の措置の妥当性	「新しい公共」の担い手である更生保護法人に対する寄附について、現行の所得控除に加え、所得の低い方にとって税制上の優遇効果の高い税額控除を導入することで、個人からの寄附を促進し、更生保護法人の財政基盤を強化することにより、地域における民間の更生保護活動をより一層推進することとなることから、これらの措置を講じることは妥当である。																				
と効果に関連する事項 実績	これまでの租税特別措置の適用実績	—																				
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—																				
	前回要望時の達成目標	—																				

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		—